

第 1 2 回

鹿角市農業委員会総会議事録

令和 6 年 3 月 8 日開会

即日閉会

鹿角市農業委員会

令和5年度 第12回 鹿角市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年3月8日（金） 午後2時00分

2 開催場所 鹿角市役所 第1委員会室

3 出席委員 （12名）

1 番 2 番

3 番 4 番

5 番 6 番

7 番 8 番

9 番 10 番

11 番 13 番

4 欠席委員 （1名）

12 番

5 議事日程

第1 開 会

第2 会長挨拶

第3 会務報告

第4 議事録署名委員の選出

第5 議案審議

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第53号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について

議案第54号 非農地判断について

議案第55号 令和6年度農業委員会事業計画（案）について

第6 その他

第7 閉 会

6 事務局職員

事務局長 主 幹

副主幹 主 任

7 議事録署名委員 7 番

8 番

8 会議の概要

事務局長	それでは、修礼を行いますので、ご起立願います。 修礼、礼。ご着席願います。 ただいままでの出席委員数をご報告申し上げます。 委員13名中、出席12名であります。欠席委員は、12番の委員であります。したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数を満たしていることから、本会議は成立いたします。
------	---

会 長 事 務 局 長	ただいまより鹿角市農業委員会第１２回総会を開催いたします。 開会に当たりまして、会長よりご挨拶があります。 【挨拶】 会長、大変ありがとうございました。 それでは、ここから鹿角市農業委員会規則第１１条の規定により、会長が議長を務めます。よろしくお願いします。
議 長 事 務 局 長 議 長	それでは、事務局より会務報告をいたします。 【会務報告の資料を基に説明】 会務報告ですので、ご了承方お願いいたします。
議 長 委 員 一 同 議 長	それでは、次に、議事録署名委員の選出についてお諮りいたしますが、私にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) ご異議ないようですので、私から指名させていただきます。 ７番の委員、そして８番の委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の主幹と主任を指名いたします。どうかよろしくお願いします。
議 長 事 務 局 議 長 議 長 委 員 一 同 議 長	それでは、最初に、報告第１２号 農地法第１８条第６項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。 議案の２ページをお開きください。 報告第１２号 農地法第１８条第６項の規定による通知について。 農地法第１８条第６項の規定による通知が別紙各号のとおりだったので、これを報告します。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 ３ページをお開きください。 第１８条第６項 【受付番号１２７番から１４２番を議案書を基に説明】 以上です。 ただいま説明が終わりましたがけれども、ご質問がありましたらご発言願います。ございませんか。 解約があった農地は鹿角のどこに位置しているのか。 場所的には〇〇〇〇の近くです。 やっぱり熊被害が。 そばを植えていたらしいのですが、クマがそばを食べにくるらしく、そばの栽培をやめてほしいと依頼したようです。 分かりました。 ほかにはございませんか。 (「なし」の声) それでは、ないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。

委員一同 議長	(「異議なし」の声) そのように決定します。
議長 事務局	次に、議案第５２号 農地法第３条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。 ９ページをご覧ください。 議案第５２号 農地法第３条の規定による許可申請について。 農地法第３条の規定による許可申請が別紙各号のとおりだったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 １０ページをご覧ください。
議長 委員 議長 委員 議長 委員 議長 議長 委員一同 議長 委員一同 議長	第３条 【受付番号３４番と３５番を議案書を基に説明】 説明は以上です。 ただいま説明が終わりましたが、ここで現地調査に行った委員より何か補足があれば、ご発言をいただきたいと思います。 まず、３４番につきまして１１番の委員より何か。 特段の問題はなかったので、許可してよろしいのではないかと考えています。 以上です。 それから、８番の委員。 受付番号３５番でございますが、事務局の説明どおり支障はないと思いました。 それから、もう一方、９番の委員はどうですか。 私の地元であって、貸人は、７５歳過ぎて少し耕作面積を縮小したいということで、場所的には全然支障なくて、一方の借人は耕作面積を増やしたいということで、全然問題ないです。 ほかの委員より何かご質問があれば、ご発言願います。 お聞きになりたい点ございませんか。よろしいですか。 (「なし」の声) それでは、ないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) そのように決定します。
議長 事務局	それでは、次に、議案題５３号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について、事務局の説明を求めます。 議案の１１ページをお開きください。 議案第５３号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条の改定により改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、別紙のとおり市長より諮問があったので、この処理について意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。

議 長 委 員 一 同 議 長 委 員 一 同 議 長	1 2 ページをご覧ください。 利用権設定 【受付番号 4 4 4 番から 5 6 1 番を議案書を基に説明】 以上です。 ただいま事務局の説明がありましたけれども、何かご質問等ありましたら、ご発言願います。 (「なし」の声) それでは、本案を許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) そのように決定します。
議 長 事 務 局 議 長 議 長 委 員 一 同 議 長 委 員 一 同 議 長	それでは、次に、議案第 5 4 号 非農地判断について、事務局の説明を求めます。 5 2 ページをお開きください。 議案第 5 4 号 非農地判断について。 農地法第 3 0 条第 1 項により利用状況調査を実施した結果、再生利用が困難な農地と見込まれる農地について、意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 5 3 ページをお開きください。 【資料を基に説明】 ただいま事務局の説明がありましたけれども、何かご質問等ありましたら、ご発言願います。 よろしいですか。 (「なし」の声) それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) そのように決定します。
議 長 事 務 局 議 長	次に、議案第 5 5 号 令和 6 年度農業委員会事業計画（案）について、事務局の説明を願います。 引き続きまして、一番最後のページの 6 1 ページです。 もう一枚あります事業計画（案）ということも一緒に見ていただければと思います。 議案第 5 5 号 令和 6 年度農業委員会事業計画（案）について。 別紙のとおり、令和 6 年度農業委員会事業計画（案）を策定したので、ご審議の上、実施の決定をお願いいたします。 【資料を基に説明】 説明は以上です。 ただいま説明が終わりましたけれども、何かご意見、お聞きになりたい点ございま

議 長	したら発言をいただきたいと思います。何かございませんか。 そろそろ議論も尽きたようですので、もしよければ、これにつきましても妥当と認めることにご異議ございませんか。
委 員 一 同 議 長	(「異議なし」の声) そのように決定します。 以上をもちまして、議案については全て終了いたしました。